

法律第五十七号（平一四・五・三一）

◎平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に
関する法律

（日本原子力研究所法の一部改正）

第一条 日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正
する。

第三条第一項中「東京都」を「千葉県」に改める。

（宇宙開発事業団法の一部改正）

第二条 宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「茨城県」に改める。

（水資源開発公団法の一部改正）

第三条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正
する。

第三条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。

（日本鉄道建設公団法の一部改正）

第四条 日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

（運輸施設整備事業団法の一部改正）

第五条 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）の一部を次のように改正す
る。

第四条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

（都市基盤整備公団法の一部改正）

第六条 都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正す
る。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

附 則

この法律は、各条の規定ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において
政令で定める日から施行する。

（文部科学・国土交通・内閣総理大臣署名）